

# 福祉

## 障害者のために使用する軽自動車は税金が減免されます

障害者のために使用する軽自動車などのうち、一定の要件を満たす場合は、軽自動車税が減免されます。

減免を受けるためには申請が必要ですが、なお、すでに減免され利用状況に変更がない場合は、手続き不要です。

①身体障害者手帳を交付されていて、左の表に該当する人

障害の種類		障害の級別
視覚障害		1級～4級の各級
聴覚障害		2級か3級
平衡機能障害		3級
音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害		3級(※1)
上肢不自由		1級か2級
下肢不自由		1級～6級の各級(※2)
体幹不自由		1級・2級・3級・5級のいずれか(※2)
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級か2級
	移動機能障害	1級～6級の各級(※2)
心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害		1級か3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級の各級
肝臓機能障害		
※1：障害者本人が運転し、かつ、ことう頭摘出による音声機能障害がある場合に限る		
※2：生計を一にする者や常時介護する者が運転する場合は、1級～3級の各級に限る		

②戦傷病者手帳を交付されているのうち一定の要件に該当する人(詳細な要件は問い合わせてください)  
③療育手帳を交付されていて障害の程度がA、A1、A2の人  
④精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)を交付されていて、障害の程度が1級の人

### 減免される軽自動車

次のいずれかに該当する人が所有する車

- ・障害者本人
- ・障害者と生計を一にする人
- ・障害者を常時介護する人

※減免を受けられるのは、障害者1人につき、普通自動車か軽自動車のどちらか1台。

### 手続きに必要なもの

- ・軽自動車税納税通知書か軽自動車税口座振替通知書(5月10日発送予定)
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証もあわせて)のいずれか
- ・運転する人の運転免許証
- ・納税義務者の印かんと個人番号が確認できるもの

申請先 本課税課、国総務税務課、国総務福祉課、簿根出張所

申請期間 4月3日(月)～5月31日(水)

※車いす移動車などの減免手続きは問い合わせてください。

### 問い合わせ

○本課税課 ☎(62)7179

○大田原県事務所 ☎0287(23)4171



## 知っていますか 就学援助制度

就学援助は、経済的に困っている家庭に対し、小・中学校の就学に必要な費用の一部を市が援助する制度です。

申請方法 通学先の学校にある申請書に必要な事項を記入して学校に提出 ※転入の関係で本市に課税情報がない場合などは、世帯の所得が分かる書類の添付が必要です。

### 援助費目

- ・学用品費、通学用品費、新入学用品費(4月当初に認定を受けた新1年生のみ)、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費(学校保健法で規定するもののみ)

※援助額に上限がある費目もあり。

### 問い合わせ

○国学校教育課 ☎(37)5289

**臨時福祉給付金の申請を受付中**  
平成28年度給付金(経済対策分)  
**3月31日(金)まで**  
～申請はお早めに～  
▶問い合わせ  
臨時福祉給付金事業推進室  
(☎社会福祉課内) ☎(62)7170

## 住まい・環境

### 市営住宅の窓口が変わります

4月1日から、市営住宅の窓口が市から指定管理者に変わります。

### 4月1日以降の問い合わせ先

○那須塩原市営住宅管理事務所 やしおプラザ(末広町53・71) ☎(74)2800

### 問い合わせ

○国都市整備課 ☎(62)7162

### 行っていますか? 浄化槽の維持管理

家庭からの汚水(し尿)生活雑排水などをきれいな水にして放流するために浄化槽は、正常な機能を保つために保守点検、清掃、水質検査を定期的に行うことが義務づけられています。

### 年3～4回の保守点検

消毒剤の補給や機械の点検・補修などを行います。県に登録された保守点検業者に委託し、1年間で3～4回の点検を行ってください

### 年1回の清掃

浄化槽を使用していると槽内に汚泥が溜まります。汚泥を抜き取る清掃作業はおおむね年1回は必要です。許可清掃業者に委託してください

## 第17回全国障害者スポーツ大会派遣選手を募集

### 募集種目

陸上競技、水泳、フライングディスク、卓球(サウンドテーブルテニスを含む)、アーチェリー(身体障害者のみ)、ボウリング(知的障害者のみ)

### とき

派遣期間 10月26日(休)～31日(火)  
※大会期日は10月28日(土)～30日(月)。

### ところ

愛媛県

### 対象

次の全てに該当する人  
○平成29年4月1日現在で13歳以上の身体障害者または知的障害者  
○県民または県内の施設や学校などに入所・通所・通学している人  
○原則、第12回栃木県障害者スポーツ大会(平成28年9月実施)に出場した人(昨年開催の「希望郷いわて大会」の参加者も申し込み可能)

### 強化練習会などの行事(5回)に全日程参加できる人

○選手団の一員として集団生活・行動が行える人  
▼参加費 5千円  
▼定員 30人(選手選考会議で決定)

### 申し込み

①社会福祉施設利用者、特別支援学校在学者：各施設や学校  
②その他：住所がある市町の障害福祉

担当課  
申込期間 4月18日(火)～5月23日(火)  
問い合わせ  
NPO法人栃木県障害者スポーツ協会 ☎FAX 028(624)2761

## 手話奉仕員養成講習会

手話を用いて聴覚障害者のコミュニケーション支援をしてくれる人、手話技術の取得や手話通訳者を目指す人を対象に講習会を開催します。

### とき

4月25日(土)の毎週火曜  
夜の部 午前10時～正午(全40回)  
午後7時15分～9時15分(全40回)

※都合により、週ごとに昼の部と夜の部の振り替えが可能。

### ところ

○昼の部 いきいきふれあいセンター  
○夜の部 健康長寿センター

### 対象

16歳以上の市民、市内勤務者

### 参加費

無料

※テキスト代などの実費は自己負担。

### 申し込み・問い合わせ

○社会福祉課 ☎(62)7026 FAX(63)8911

**Panahome**  
29年3月下旬 造成完了予定  
全10区画の新分譲地  
土地面積 216.94㎡(65.62坪)～253.87㎡(76.80坪)  
建築条件付土地分譲  
先行予約受付中!  
資料ご希望の方は、WEBまたは ☎0120-55-8746  
電話でお問い合わせください  
スマホからQRコードアクセス

○栃木県浄化槽協会 ☎028(633)1650  
○下水道課 ☎(37)5110

▼年1回の水質検査(法定検査)  
水質を調べる法定検査は、浄化槽法で毎年1回の受検が義務づけられています。保守点検や清掃が正しく行われ、汚れた水がきれいになっているかを確認する検査です(県内では、栃木県浄化槽協会が指定検査機関)  
▼保守点検業者・清掃業者  
県ホームページや下水道課で確認できます